

物資納入業者登録基準

公益財団法人 徳島市学校給食会

この基準は、学校教育の一環としての学校給食の目的を理解し、県内における学校給食教育の振興発展に寄与する、優秀な業者を指定するために制定する。

指定業者は以下の各条項に該当し、学校ならびに本会の指示を励行する良心的業者と認められる者の中から、本会の物資納入業者選定委員会が選考した者を、指定登録するものとする。

1. 所在地

- (1) 原則として、営業所または業務の根拠を徳島市内に持っていること
- (2) 製造、加工を要する食品については、徳島市内に製造、加工設備を保有すること（豆腐業者についてはこれを除外する）
- (3) (1)に該当しない場合は、製造、加工、集配等、物資の調達に支障がなく、他の諸条件を十分満足していること

2. 営業の組織規模

- (1) 申請納品に関して当局の営業許可を受けていること
- (2) 堅実な資本金により営業していること
- (3) 販路及び取引が適切で実績をあげていること
- (4) 常時営業を継続していること
- (5) 製造元、代理店、仲買人等の資格を持っていること
- (6) 2年以上の営業実績があること

3. 信用状態

- (1) 営業経歴が優秀で経営状態が良好であること
- (2) 取引先及び取引金融機関が堅実であること
- (3) 食品に関する法律並びに諸法規等を遵守していること
- (4) 納税の義務を励行していること
- (5) 債務の弁済が正確であること

4. 衛生状態

- (1) 保健所の監視結果が良好であること
- (2) 従業員の保健衛生管理が良好であること
- (3) 納入物資に必要な、材料倉庫、加工場、製品置き場、冷凍・冷蔵設備、包装、輸送、その他について衛生管理が完備していること

5. 供給能力

- (1) 仕入れ及び製造、加工の能力が、需要量を満たすに十分であること
- (2) 指示の期日、時刻に指定の場所へ確実に納入できること

6. 指定納入の経歴

- (1) 指定経歴のある者は、指定期間中の納入成績が良好であること
- (2) 指定を取り消した業者については、取り消した事情、事故について将来再発のおそれがないと確認できること
- (3) 新規規定については、この基準の各項目の調査結果が良好であること

7. 食の安全等に関する研修

- (1) 当法人の行う「食育推進研修会」等に参加し、食の安全についての見識を深め、給食物資納入に際し、より一層安全性を高めること

8. 安全検査

- (1) 新製品の納入に関しては、専門機関による食品分析結果を提出すること
- (2) 放射能の心配のある産地の物資については専門機関による放射能測定結果を提出すること。その他当法人の要請に応じて食品の安全検査結果を提出すること
- (3) 従業員の毎月の検便検査を実施すること

9. 登録の取り消し

- (1) 指定登録業者が、この基準に違反していると認められる場合は、直ちに登録を取り消すものとする

10. 指定登録期間

- (1) 指定登録期間は、指定の年の9月1日から、翌々年の8月31日までの2カ年とする

11. 指定申請

- (1) 指定登録の継続を希望する者は、指定が切れる当該年の6月1日から6月末日までの間に、継続申請書を提出するものとする
- (2) 新規に指定登録を希望する者は、当該年の6月1日から6月末日までの間に、必要書類を添えて、指定申請書を提出するものとする

昭和42年	7月	1日	施行
昭和61年	3月	30日	一部改定
平成6年	7月	18日	一部改定
平成24年	9月	1日	一部改定
平成25年	4月	1日	一部改定
平成26年	7月	14日	一部改定